

○第2期君津地域広域廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会設置条例

平成31年3月20日条例第18号

第2期君津地域広域廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会設置条例

(設置)

第1条 市は、第2期君津地域広域廃棄物処理施設の適正な整備及び管理運営に関する事業（以下「本事業」という。）に係る民間事業者の選定に関し必要な事項について調査審議するため、第2期君津地域広域廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は建議する。

- (1) 本事業の実施方針（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項に規定する実施方針をいう。）に関する事項
- (2) 本事業に係る民間事業者の募集に関する事項
- (3) 本事業に係る民間事業者の選定の基準に関する事項
- (4) 本事業に係る民間事業者の提案の審査及び民間事業者の選定に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織し、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条第4号の民間事業者の選定に係る答申を市長が受けた日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、第2期君津地域広域廃棄物処理施設建設を担当する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第2条第4号の民間事業者の選定に係る答申を市長が受けた日限り、その効力を失う。